

新型コロナウイルス感染症対策等、性的マイノリティ支援に関する要望書

令和2年5月12日

福岡県知事 小川洋 殿

LGBTアライアンス福岡 賛同者一同
要望書 呼びかけ人 三浦 暢久

私たち LGBT アライアンス福岡は、性的マイノリティ等と表現される、性的指向や性自認において多様な個性をもつ個人や、その支援者を含む複数団体で構成されています。

このような、性的指向や性自認においてマイノリティとされる人は、平均で全人口の3～8%程度存在すると言われており、その人数は、福岡県の人口を510万人と推計すれば(令和元年10月1日現在・福岡県推計人口)、15万3000人～40万8000人に該当します。

このように決して少なくはない私たちの仲間が、福岡県において、いわゆるマジョリティと言われる人たちと同様に、人権や個性が尊重され、安心して生活できているかということ、残念ながら、私たちの社会は、まだまだ多くの課題を抱えていると言わざるをえません。自身の性的指向や性自認などがマジョリティと異なるため、日頃の困りごとや悩みを声に出すことができないまま、孤立を深めている当事者は数多く存在しています。典型的な男女のあり方や性役割分担が「普通」とされる社会のままでは、当事者の生きづらさはなかなか改善されないのが現状です。特に現在の新型コロナウイルス感染拡大下において、「プライバシーが確保されるのか」「意図しないカミングアウトにならないか」「病院で家族扱いされるのか」など、多くの不安の声が届いています。日常の不安や困難は現在のコロナ禍においてより顕在化し、切迫したものになっています。

また海外には約20カ所以上の国・地域で同性パートナーを法的に家族と認める制度が存在しています。2019年5月には台湾でアジア初となる同性婚が法制化されるなど、もはや世界的な趨勢となっており、その動きは国内の自治体にも広がり、現在では福岡市・北九州市・古賀市を含む47自治体で同性パートナー認証が制度化され、民間企業にも波及効果を及ぼしています。

私たちは、福岡県が、国際都市の名にふさわしい、かつアジア・日本をリードしうる自治体として、マジョリティと言われる人たちも、マイノリティと言われる人たちも、全ての人が尊重され、市民として受け入れられ、必要かつ十分な行政サービスを安心して受けられる街であってほしいと心から切望し、次の事項を要望します。

要 望 事 項

1. 新型コロナウイルス感染症対策における人権保障

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大・感染防止の状況下において、性的マイノリティやその家族などの周辺層の困難が浮き彫りとなってきました。家庭、経済、医療等の様々な分野で根強く残る差別や偏見が原因となり、社会保障などの必要な支援が届きにくい状況が出てきております。当事者が抱える下記のような不安や危惧を踏まえて、当事者の権利保障とプライバシーに配慮した支援を要望します。

A) 感染症の陽性者、濃厚接触者及びクラスター感染の情報公表におけるプライバシー配慮

新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者及びクラスターの情報が公表されることによって、カミングアウトしていない性的マイノリティの当事者の性的指向や法律上の性別等のアウトティングにつながってしまう恐れがあります。

保健所等の情報聴取においては配慮していただき、特に同居家族や性別情報の公表について「公表を望まない」などの選択肢を用意し、本人の意向を尊重し、情報の発表時にも慎重に配慮の上行ってください。また、貴県のホームページでの「福岡県内での発生状況」において、福岡市の陽性患者については「家族構成」も公表している点について、他の地域の陽性患者の情報の公開内容と同様の内容にすることを検討してください。

B) 保健所や病院における書類上同性のパートナーの扱いについて

保健所や病院において書類上同性のパートナーも家族として扱われるように配慮してください。

C) 相談窓口における配慮

各相談窓口などで性的マイノリティへの配慮ある対応ができるようにしてください。

D) 新型コロナウイルス感染症対策における多様性への配慮

新型コロナウイルス感染症対策について考えていく際は、当事者が抱える下記のような不安や危惧を踏まえて、施策を講じてください。以下は、一般社団法人MARRIAGE FOR ALL JAPAN-結婚の自由をすべての人に- が実施した緊急オンライン・アンケートや、福岡県内の団体に寄せられた性的マイノリティ当事者がコロナ禍で感じている不安や危機感の声です。

◆社会的に「家族」として認知されないことによる不安

- ・パートナーが入院等したときに、家族として病状を説明してもらうことができるのか
- ・休校が続く中、パートナーの子どもを見るために仕事を休みたいが、認めてもらえるのか

◆プライバシーに関する不安

- ・濃厚接触者等の聞き取り調査によって自分のセクシュアリティが周囲に知られてしまうのではないか

◆各種支援を利用する際に感じる不安

- ・支援制度を利用しようとしたときに、行政の相談窓口の相談担当者に性の多様性に関する知識がなく、傷つけられたり、適切な対応が受けられないことがあるのではないか。
- ・支援制度を利用することで、自分のセクシュアリティが周囲に知られてしまうのではないか

2. 福岡県のビジョンの明確化

福岡県の「福岡県人権教育・啓発基本方針」にもあるように、多様な県民の人権・個性を尊重し、性的指向・性自認等を理由とした差別的取扱等を許さず、その偏見等の除去に努める施策を進めるとともに、そのようなビジョンを有していることを、支援宣言・フレンドリー宣言等の方法により明確化し発信してください。

- ・都道府県が実施する支援宣言やフレンドリー宣言についての情報収集
- ・県内における啓発等の施策（7.の要望に続く）の拡充

3. パートナーシップ制度の導入

性的マイノリティ当事者のカップルについて、そのパートナーシップを公的に認証する制度を導入し、その制度を利用したカップルについて婚姻した異性カップルと同様の行政サービスを受けられる施策を実施してください。本施策の実施は福岡県の掲げている「性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できるための県」としての一つの指標ともいえ、内外に対して県の魅力発信にも繋がるはずです。他県での事例ですが、県が本制度を行うことにより県内市町村の導入意欲が上がるのと同時に、制度のない市町村に在住の当事者が幅広く利用できるものとなります。

- ・県営住宅（もしくは市町村営住宅）への入居申請
- ・県立病院（もしくは市町村営病院）での親族としての扱い
- ・防災に関する（避難所での対応/安否確認/身元確認）

4. 専門相談窓口の設置および拡充

性的マイノリティ及びその関係者は、相談窓口を利用する際にも、相談先の無理解によってさらに傷つけられるのではないかと、あるいは自分のセクシュアリティが意に反して周囲に知られてしまうのではないかとといった不安を感じています。そこで、貴県が設置する各種相談窓口において性的マイノリティ及びその関係者が安心して相談することができるよう相談担当者や担当部署における専門的な研修を定期的実施し、そのことを十分に広報するなどの施策を実施してください。また、あわせて、性的マイノリティ特有の相談に対応するための専門相談窓口を設置することをご検討ください。専門相談窓口を設置する際は、十分な広報を行い、相談担当者の知識、質の向上のために定期的な研修や当事者支援団体との連携を強化するなどの施策もとってください。

- ・性的マイノリティやその関係者からの専門相談窓口の設置（DV被害者相談窓口以外）
- ・相談担当者や担当部署と当事者支援団体との連携や研修を強化し、二次被害防止
- ・相談者が安心できるよう定期的に研修を受けていることを広報や周知

5. 教育現場における施策

性的マイノリティであることを理由とするいじめの予防措置等、LGBTを含む性的マイノリティの園児/児童/生徒が安心して園や学校での生活を送れるよう施策をとってください。

- ・県内全ての地域において、教職員の専門研修を実施（地域間格差の解消）

- ・学校における制服（標準服）を選択制に
- ・校則における性別による髪型規定の違いの廃止
- ・その他の、性別を起因とする規定の見直し
- ・LGBTであることを理由とするいじめ予防のために「性の多様性」に関する授業の実施

6. 災害時の性的マイノリティの権利保護

災害時には、プライバシーを確保し難い生活のなかで個人の脆弱性が表面化・可視化・客体化されやすいこと、個人の困りごとや被害が、非常時だから仕方がないという扱いを受けやすくなること、相談支援機関の欠如・弱体化などから、LGBTが日頃からかかえている様々な困りごとが、なおさら深刻になり、あるいは支援を受けがたい状況になることが懸念されます。過去の災害では当事者から下記のような不安や困りごとを感じています。性的マイノリティの権利保護について、具体的施策を講じてください。

- ・避難所で「家族」として生活場所を確保できない
- ・同性パートナーの安否確認をしようとしても「家族」として扱ってもらえない
- ・特にトランスジェンダー当事者が下着や生理用品などの男女別の物資を受け取りづらい
- ・特にトランスジェンダー当事者が、トイレ/更衣室/入浴施設などを安心して利用できない
- ・性ホルモン剤や抗HIV薬などの治療中の医薬品を受け取る際にプライバシーが確保されない

7. 啓発活動の拡充

県民・職員・学校教育関係者、企業、自治会関係者、医療従事者、青少年教育関係者等に対し幅広く、性的マイノリティの人権に関する啓発活動を定期的実施してください。

- ・労働局と企業への働きかけ（セクハラ防止指針と改正パワハラ防止法に則って）
- ・福岡県下の実態調査（県民向け）当事者と県民の意識調査
- ・福岡県内の選管における、性別欄についての実態調査と見直し、撤廃
- ・県内医療従事職員もしくは民間医療従事者への研修
- ・救急隊員や消防隊員などの緊急対応を求められる職員への研修
- ・県職員向けガイドラインの作成（熊本県のハンドブックを参照）

8. 意見交換会の実施

福岡県内の性的マイノリティの権利等に関して活動する各団体や関連機関(関連行政部署・医療機関・司法機関・法曹等)との定期的な意見交換を求めます。

LGBTアライアンス福岡 賛同団体

久留米LGBTQ当事者交流会 からふるの輪 野口絢加（久留米）

STARS 代表 金澤絵里奈（田川）

GID Link 代表 椎太信（大野城市）

LGBTQ支援任意団体 I'm me 代表理事 宮崎猛志（通称 ROSE）（北九州市）

NPO法人カラフルチェンジラボ 代表理事 三浦暢久（福岡市）

福岡コミュニティセンターHACO 代表 船石翔馬（福岡市）

NPO 法人 Rainbow Soup 代表 五十嵐ゆり（福岡市）

FRENS 代表 小野杏理（福岡市）

LGBTの家族と友人をつなぐ会 in福岡 藤田哲章（福岡市）

LGBTとともに生きる弁護士の会・九州 代表 石井謙一（福岡市）

一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会 九州支部長 黒部美咲（福岡市）

（ ）内は活動拠点ですが、県内外広いエリアで活動しています。

（順不同）

要望書呼び掛け団体

NPO法人カラフルチェンジラボ

〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2-3-8 204

Address : info1@cclabo.org

代表理事 三浦 暢久

○情報公表における配慮を要望する理由：

「福岡県内の発生状況」において公表されている情報は、個人を特定できないものであるかもしれませんが、感染を知っている周囲の人が見るとどれがその人の情報であるのかの特定は可能です。

新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者及びクラスターの情報が公表されることによって、カミングアウトしていない性的マイノリティの当事者の性的指向や法律上の性別等のアウティングにつながってしまう恐れがあります。

例)

家族構成に関して

- ・同性パートナーと同居していることを職場や家族には隠して生活している人が、同居人の存在から性的指向について周囲に知られてしまう。
- ・法律上の性別を変更せずに自認する性別で生活しているトランスジェンダーをパートナーにもつ人が陽性者となった場合、パートナーの法律上の性別が明かされ、パートナーがトランスジェンダーであることを周囲に知られてしまう。

法律上の性別に関して

- ・法律上の性別ではなく自認する性別で生活しているトランスジェンダーの人が、意図せず周囲に法律上の性別を知られてしまう

性的指向や法律上の性別を知られてしまうことで、それまでと同じ生活を続けることが困難となってしまう可能性があります。

そのため、保健所等の情報聴取においては配慮していただき、同居家族や性別情報の公表について当人の意向を尊重し、情報の発表時にも慎重に配慮の上行ってほしいのです。

情報公表については自治体によって公表内容や、公表するかどうか当人の意向を反映するかという点に違いがあるようです。

例)

- ・福岡県は、福岡市の陽性患者については家族構成の欄があり、かつ「夫」「きょうだい」など誰なのかも公表されています。
- ・熊本県は、同居人に関する情報はないようです
- ・静岡県は、同居家族のありなしの欄があります。特筆すべき点は、静岡県には「公表を望まない」という表記が見られることです。年齢、性別、職業などの公表をするかどうかの確認が取られているのではないかと思います。

そこで、

- ・家族構成などを必須の項目にしまいこと
- ・「公表を望まない」という意向のある人には、それを尊重できるようにすることを要請します。

○ 専門相談窓口の設置の理由

理由：貴県におかれても、県民からの相談に対応するために、各種相談窓口を設置しておられると存じます。しかし、性的マイノリティの当事者にとっては、何かを相談したいと思ったときに、相談先での対応でさらに傷つけられるのではないかと、相談したことで自己のセクシュアリティが誰かに知られるのではないかとという危惧が壁となります。その結果、一般の相談窓口は、そもそも利用することができなかつたり、利用することができても、セクシュアリティを隠そうとするあまり問題状況について正確に説明できず、適切なアドバイスが受けられなかつたりすることがあります。一般の相談窓口のみでは、残念ながら性的マイノリティに関する相談ニーズを満たすことは期待できません。そのような事情から、既に東京都、芦屋市、多摩市、富田林市、宝塚市、札幌市、福岡市、北九州市、世田谷区、渋谷区等の自治体では、それぞれ相談対応できる分野の違いはあるものの、性的マイノリティ及びその関係者に対応するための専門相談窓口を設置しています。貴県内の自治体を例にとりますと、福岡市においては、福岡県弁護士会と連携して月2回のペースでLGBT電話相談を実施しています。貴県におかれても、DV被害者からの相談窓口につき、「配偶者からの暴力相談専用電話」のほかに「LGBTの方のDV被害者相談ホットライン」を設置しておられ、上記のような性的マイノリティを対象とする専門相談窓口の必要性については既にご理解いただいているところと存じます。そこで、貴県におかれては、DV被害者以外の分野におきましても、性的マイノリティ及びその関係者からの相談に対応するための専門相談窓口を設置していただきますよう要請する次第です。また、せっかく設置していただいた相談窓口が多くの性的マイノリティやその関係者に周知されるよう、十分な広報を行ってください。相談窓口を設置される際には、相談担当者が二次被害を発生させることがないように、当事者団体や支援団体と連携したり、研修等を実施するなどして相談担当者の知識と質を確保していただきますよう併せて要請します。